

京都府立医科大学附属北部医療センター使用料等規程

平成 25 年 4 月 1 日
京都府公立大学法人規程第 35 号

第 1 条 京都府立医科大学附属北部医療センターの使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）の額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 療養の給付に要する費用は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の定めにより算定した費用の額並びに健康保険法第 86 条第 2 項及び高齢者の医療の確保に関する法律第 76 条第 2 項の規定による厚生労働大臣の定めにより算定した費用の額に相当する額
- (2) 入院時食事療養費に係る食事療養の費用は、健康保険法第 85 条第 2 項及び高齢者の医療の確保に関する法律第 74 条第 2 項の規定による厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額に相当する額

2 次に掲げるものについては、当該区分ごとに定める額

(1) 個室専用料

- A 1 日につき 13,950 円
- B 1 日につき 4,650 円
- C 1 日につき 3,480 円

(2) 文書料

- 身体検査書 1 通につき 4,400 円
- 普通診断書 1 通につき 4,400 円
- 死亡診断書 1 通につき 4,400 円
- 特別診断書 1 通につき 7,700 円

ただし、難病の患者に対する医療等に関する法律（特定医療費の支給）に係る臨床調査個人票（診断書）及び児童福祉法（小児慢性特定疾病医療費の支給）に係る医療意見書（診断書）については、1 通につき 7,700 円

その他証明書

- 簡単なもの 1 通につき 2,200 円
- 複雑なもの 1 通につき 5,500 円
- 診察券再発行 1 通につき 150 円

(3) 手術料及び処置料

- 消毒 1 件につき 1,530 円
- 転室 1 回につき 300 円

脱毛術

- ア 表皮面積 25 平方センチメートル未満のもの 1 回につき 37,740 円
- イ 表皮面積 25 平方センチメートル以上 100 平方センチメートル未満のもの 1 回につき 67,110 円
- ウ 表皮面積 100 平方センチメートル以上のもの 1 回につき 96,390 円

特別皮膚はく離術

- ア 表皮面積 25 平方センチメートル未満のもの 1 回につき 37,740 円
- イ 表皮面積 25 平方センチメートル以上のもの 1 回につき 67,110 円

避妊術

- ア 子宮内リング挿入 1 回につき 26,220 円

イ 子宮内リング抜去 1回につき 17,820 円

分べん 1回につき 250,000 円

(多胎分べんの場合は、第2子以上につき、1人増すごとに250,000円を加算する。)

ただし、分べんが診療時間(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日(以下「休日等」という。)並びに土曜日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。)以外の時間に始まる場合にあっては、上記分べん料に50,000円(分べんが休日等及び午後10時から翌日の午前6時までに始まる場合にあっては、75,000円)を加算する。

新生児保育 1日につき 8,550 円

死体処置 1件につき 6,100 円

補綴

ア 金インレー 1個につき 53,000 円

イ 金属床義歯(特殊合金)

全部床 1床につき 238,980 円

12歯から14歯までの欠損床 1床につき 233,590 円

9歯から11歯までの欠損床 1床につき 227,980 円

1歯から8歯までの欠損床 1床につき 222,480 円

ウ 金冠 1歯につき 83,240 円

エ 金属焼付陶材冠 1歯につき 101,830 円

(4) 検査料

腎移植組織

適合性検査 1件につき 35,200 円

(5) 相談料及び指導料

遺伝相談 1回につき 9,900 円

妊婦相談 1回につき 4,760 円

産・褥婦相談相談 1回につき 5,000 円

(6) 別の保険医療機関等からの文書による紹介により来院した患者以外の者に係る初診時加算料

初診料算定 1回につき 7,700 円

(7) 地域医療支援病院における再診の保険外併用療養費(選定療養)

1回につき 3,300 円

(8) 妊娠中の入院並びに出産後の入院及び新生児の入院(出産の日から1月以内のものに限る。)に係る個室専用料

A 1日につき 12,680 円

B 1日につき 4,220 円

C 1日につき 3,160 円

(9) 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定により、損害賠償の対象となる場合

厚生労働大臣の定めにより算定した額に100分の150を乗じて得た額

(10) 日本国籍を有さず、かつ、日本国内で有効な公的健康保険を有しない患者に係る自費診療にあっては、厚生労働大臣の定めにより算定した額に100分の220を乗じて得た額

(11) 他法令により診療費の算定が定まっているものについては当該算定基準により算定した額

(12)国または地方公共団体等が使用料等を負担する場合は、当該国または地方公共団体等と協議して定めた額

(13)前各号に定めのないもの 実費相当額

第2条 使用料等は、そのつど徴収する。ただし、入院患者に係る使用料等は、理事長が指定する時期までに徴収し、退院する者については、その際徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、契約で定める場合又は救急診療等でそのつど徴収することが特に困難な場合は、後徴収することができる。

第3条 入院を予約した者に対し、既に病室の準備その他あらかじめ入院に係る手続をしたときは現実に入院しない日についてもその使用料等に相当する額を徴収することができる。

第4条 理事長は、学術振興上その他特に必要と認める場合は、使用料等の全部又は一部を免除することができる。

第5条 使用料等に係る遅延利息は、徴収しないものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月16日から施行する。

ただし、更新に係るものについては、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。